

かがみのふるさと応援寄附金 (ふるさと納税)のお知らせ

「ふるさと鏡野町」を
応援してください!

○ふるさと納税とは

ふるさと納税とは、個人住民税を納める納税者が、出身地など、愛着を感じている地方公共団体に寄附を行った場合、5,000円を超える金額について、個人住民税の所得割の1割程度を限度として、翌年度に課税される個人住民税から税額を控除する寄附金税制です。(所得税では、寄附金額を控除する制度が別に設けられています。)

鏡野町では「かがみのふるさと応援寄附金」として、篤志を募っています。

○ふるさと納税(寄附)による税額控除のイメージ

鏡野町を応援するため寄附を行った場合、寄附金受領証明書を添付し確定申告をすれば、5,000円を超える部分について、寄附された年分の所得税還付と、現在お住まいの市町村で翌年度に課税される個人住民税の基本控除、および住民税所得割のおおむね1割を限度とした税額の特例控除が受けられます。

※個人住民税の特例控除額は、所得割額の1割を超えた場合、その超えた額は控除の対象になりません。

※地方公共団体以外に対する寄附金との合計金額が、総所得金額の30%を超えた場合は、その超えた額は控除の対象になりません。

※この控除を受けるためには確定申告が必要です。

○寄附の使途

寄附をされる方に、活用先を選んでいただきます。

- ① 安全・安心のまちづくり事業
- ② 子育て支援・教育環境づくり
- ③ 高齢者福祉事業
- ④ 産業観光振興事業
- ⑤ 協働のまちづくり事業
- ⑥ 指定なし(町政一般に対する寄附)

○寄附の手続き

1. 寄附の申し込み

所定の「寄附金申込書」を提出してください。(申込書は、財政課又は各振興センターに電話、FAXまたは電子メールで請求していただくか、町のホームページからもダウンロードできます。)

2. 寄附金の入金

《入金方法の種別》

① 「公金払込書」(ゆうちょ銀行)による入金

払込書は町から郵送します。払込手数料は不要です。

② 「現金書留」による入金

恐れ入りますが、郵送料等は寄附者のご負担となります。

③ 町指定の金融機関口座への振込

恐れ入りますが、振込手数料は寄附者のご負担となります。

④ 町への直接現金持参

お手数ですが、役場税務課まで直接ご持参ください。

3. 「寄附金受領証明書」の受け取り

寄附金の入金確認後、町から「寄附金受領証明書」を郵送します。確定申告の際に必要ですので、大切に保管してください。

◇ 寄附金控除の計算例 ◇

給与収入	500万円
扶養家族	1人
個人住民税所得割額	207,500円
所得税の税率	10%
ご寄附いただいた金額	30,000円

鏡野町への寄附金30,000円

個人住民税の控除 22,500円	所得税控除 2,500円	5,000円は 控除対象外
---------------------	-----------------	------------------

軽減される税の合計 25,000円

※軽減される税は、所得額や扶養家族などの控除額によってお一人おひとり異なります。詳しくは、個人住民税担当窓口へお問い合わせください。

○鏡野町へ寄附していただいた方へ特典

町内外を問わず1万円以上のご寄附をいただいた方へ、鏡野町の特産品等をお贈りします(年度1回)。また、町外の方で、広報紙等への掲載をご了解いただいた方には、ご住所お名前が掲載された広報紙をお贈りします。

○町民の皆さまへお願い

町外にお住まいのご親戚、友人、知人など、鏡野町を応援して下さる方に、この制度を紹介していただきますようお願いいたします。

鏡野町のホームページもご覧ください
<http://www.town.kagamino.lg.jp/>

◇ 詐欺行為にご注意ください ◇

鏡野町をかたった寄附の「強要」や「詐欺」など不当な請求が予想されますので、十分ご注意ください

◇ お問い合わせ先 ◇

〒708-0392 岡山県 苫田郡鏡野町竹田660 鏡野町役場
《担当課》

○制度全般について 財政課

TEL : (0868)54-2780(財政課直通)

FAX : (0868)54-2761(財政課専用)

メール : zaisei@town.kagamino.lg.jp

○税制度や役場に直接持参の窓口 税務課

TEL : (0868)54-2985(税務課直通)

FAX : (0868)54-2891(役場代表)